

## 基本協定書

日立造船株式会社（以下「甲」という）およびエヌビイエル株式会社（以下「乙」という）は、乙が製造している遠心成型製造によるFRP製高圧油井管（以下、「本製品」という）の製造および販売に関する事業（以下「本事業」という）について以下のとおり協定（以下「本協定書」という）を締結する。

### 第1条（目的）

本協定書は、甲乙両社の協力により、本事業に関する設備の増強、製造工程の効率化および製造から販売までの業務プロセス確立の検討・評価を行い、以降の段階において本事業の推進・拡大を図ることを目的とする。

### 第2条（協力内容）

甲および乙は本事業の推進にあたり以下の協力をを行う。

1. 甲は、平成21年3月31日までに、乙の発行済株式数の20%の株式を1株あたり10万円で取得できることを条件として、乙に資本参加する。取得方法などの詳細については双方協議の上、別途契約を締結するものとする。
2. 乙は、平成21年3月31日までに、乙の新株予約権を甲に対して無償で割当て発行する。割当てにあたっては、第1項により甲が取得する株式数を含めて、発行済株式数および新株予約権行使により増加する株式数の合計の50%を超える株式数を甲が取得可能となるよう新株予約権を割当てる。なお、当該新株予約権行使に際し甲が払い込むべき金額は1個あたり20万円とし、その他詳細は双方協議の上、別途契約を締結するものとする。
3. 甲による新株予約権の行使については、甲の社内における承認を条件とする。
4. 甲は、原則として本協定書締結後可能な限り速やかな時期から平成21年3月31日を期限として、乙に対して甲および／または甲の関係会社の職員（6名）を本事業推進のために乙の事業所に常駐させるものとし、乙はこれを受け入れるものとする。詳細は双方協議の上、別途契約を締結するものとする。
5. 甲および乙は、本製品を月間約1万本製造・販売できる体制を平成21年12月末までに構築できるよう検討するものとする。
6. 甲および乙は、第5項の検討を行った後、市場における本製品の需要についての動向を見極めながら、本製品の製造設備能力の増強について検討するものとする。
7. 第5項および第6項の検討内容には以下を含めるものとする。
  - ① 甲が大阪府堺市に所有する工場敷地を本製品の保管場所、製造工場として使用すること。なお、当該工場敷地を使用する場合、使用条件等については双方協議のうえ別途契約を締

結する。

- ② 甲が乙に対して本事業の進捗に応じて甲および／または甲の関係会社の職員40名を目処に派遣すること。なお、派遣対象の職種・期間・費用については別途契約を締結するものとする。
8. 乙は、乙の本事業以外の事業部門を分割して新会社（以下、新設分割会社という）を設立するまたは第三者（乙の関係会社を含む）へ譲渡する等の行為を行う場合、乙が有する本事業に関連するノウハウ、特許権等の知的財産権等を新設分割会社または当該第三者へ移転しないものとする。ただし、新設分割会社または当該第三者の事業活動において、当該知的財産権等が必要な場合、その取り扱いについては甲乙協議のうえ決定する。

### 第3条（費用負担）

1. 甲および乙は、本協定書有効期間中に本事業の推進に係わる検討に関する各々で発生する一切の費用について各々で負担する。
2. 第2条第4項に基づく甲および／または甲の関係会社の職員（6名）の乙の事業所での常駐に関わる費用については、甲および／または甲の関係会社が自らの費用として負担するものとする。

### 第4条（販売方法・販売契約）

乙は、本製品の販売に際し、販売金額、販売先、販売代理店の起用等を含む販売方法・販売契約の内容等について、事前に甲の承諾を得るものとする。

### 第5条（経営情報）

乙は、甲から要求があった場合、財務諸表その他の乙の経営に関する情報を甲に提供しなければならない。

### 第6条（秘密保持）

1. 甲および乙は、本協定書により相手方から秘密である旨明示して開示・提供を受けた情報および資料並びにサンプル（以下、秘密情報という）につき厳に秘密を保持し、これを第三者に開示・漏洩もしくは譲渡・貸与し、または本協定書の目的以外に使用しないものとする。但し、次の情報および資料についてはこの限りではない。
  - ① 既に公知・公用のもの
  - ② 開示を受けた後、開示を受けた者の責によらずに公知・公用となったもの
  - ③ 開示を受けた際、既に自ら所有していたことを立証し得るもの
  - ④ 相手方の書面による開示の同意を得たもの
  - ⑤ 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなしに入手したもの
  - ⑥ 開示を受けた後、開示を受けた者が開示された情報もしくは資料又はサンプルと関係なく

独自に創出したことを立証し得るもの

2. 甲および乙は、相手方から開示を受けた秘密情報につき、裁判所または行政機関から法令に基づき開示を命じられた場合は、次の各号の措置を講じることを条件に、当該裁判所または行政機関に対して当該秘密情報を開示することができる。
  - ① 開示する内容をあらかじめ相手方に通知すること。
  - ② 適法に開示を命じられた部分に限り開示すること。
  - ③ 開示に際して、当該秘密情報が秘密である旨を書面により明らかにすること。
3. 甲は、第1項の規定にかかわらず、秘密情報を甲の関係会社に対して秘密保持義務を課した上で開示することができるものとする。

#### 第7条（協定期間）

本協定書の有効期間は締結の日より1年間とする。

なお、甲および乙は、別途協議のうえ本協定書の有効期間を延長または短縮することができるものとする。

#### 第8条（解約）

甲および乙は、次の各号のいずれかに該当する場合、前条の定めに関わらず本協定書を解約することができる。

- ① 相手方が本協定書に違反し、書面による通告にもかかわらず通告の30日以内に是正しないとき
- ② 相手方が解散または合併の決議をしたとき
- ③ 相手方が破産、特別清算開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始の申し立ての事実が生じたとき、または第三者からのこれらの申し立てを受けたとき
- ④ 相手方が金融機関から取引停止の処分を受けたとき
- ⑤ 相手方が第三者から仮差押、仮処分、強制執行等の処分を受けたとき
- ⑥ 甲および乙が別途書面にて解約を合意した場合
- ⑦ その他相手方の責に帰すべき事由により本協定書の履行が困難であると認めたとき、または困難になるおそれがあるとき

#### 第9条（誠実協議）

甲および乙は、本協定書に定めのない事項または本協定書の解釈に関し、疑義が生じたときは、信義誠実の原則をもって協議の上これを解決するものとする。

#### 第10条（合意管轄）

本協定書に関するあらゆる紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とするものとする。

上記合意の成立を証するため本協定書原本2通を作成し、甲乙が各1通保有する。

平成21年1月19日

(甲)

大阪市住之江区南港北1丁目7番89号

日立造船株式会社

常務執行役員

プラント工場ルギー本部長

本多 静夫



(乙)

大阪府泉佐野市りんくう往来南5-37

エヌビイエル株式会社

代表取締役

西野 義則

